

事 務 連 絡

令和4年4月26日

各都道府県・市町村

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金担当部局長 殿

各都道府県・市町村 生活困窮者自立支援制度主管部局長 殿

厚生労働省社会・援護局

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金業務推進室長

地域福祉課生活困窮者自立支援室長

「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」（生活困窮者支援分）」について

平素より、厚生労働行政の推進につき、格段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活困窮者支援については、これまで、緊急小口資金等の特例貸付、住居確保給付金の特例措置、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（以下、「自立支援金」という。）、自立相談支援機関の体制強化、生活保護の弾力運用等の各施策を講じてきているところです。

これらの施策の現場を担う皆様のご尽力に、改めて厚く御礼を申し上げます。

今般、政府において、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」を決定し、生活困窮者に対する支援としては、以下のような措置を講ずることとしております。

つきましては、各都道府県においては、下記について、都道府県社会福祉協議会に周知いただくようお願い申し上げます。また、各施策の具体的な内容等は、別途連絡いたしますが、財政部署との連携等を含め、予め実施に向けた準備をいただくよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、以下の検討中の内容のうち、「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（生活困窮者自立支援の機能強化事業）」については、令和4年度予備費の使用が前提となるものであることを申し添えます。

記

- 1 緊急小口資金等の特例貸付、住居確保給付金の特例措置及び自立支援金の申請期限の延長
 - 緊急小口資金及び総合支援資金（初回貸付）の特例貸付、住居確保給付金の特例措置並びに自立支援金については、令和4年6月末までとしていた申請の受付期限を令和4年8月末まで延長すること。（住居確保給付金の特例措置については、省令改正予定）

- 2 住居確保給付金及び自立支援金の求職活動要件の緩和
 - 住居確保給付金（生活困窮者自立支援法施行規則第3条第1号で規定する受給者に限る。）及び自立支援金の求職活動要件として設けている、
 - ・ 月2回以上としているハローワーク等での職業相談等
 - ・ 原則、週1回の企業への応募等について、当分の間、これらの回数をそれぞれ月1回に緩和すること。

- 3 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金の新規メニューの創設
 - 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（以下、「セーフティネット強化交付金」という。）のうち、生活困窮者自立支援の機能強化事業については、以下の内容のとおり、新たに「官民連携による地域の生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備」を創設すること。
 - また、自立相談支援機関の相談体制の強化等も含めて、セーフティネット強化交付金については、あらためて協議する予定であり、事前に自立相談支援機関と調整を行う等、準備の方、よろしくお願ひしたいこと。
 - なお、新規メニューの創設に当たっては、令和4年度予備費の使用を検討しており、早期の執行が求められることから、短期間での協議となることを留意いただきたい。

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（生活困窮者自立支援の機能強化事業）
「生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備」について（案）

【事業内容】

新型コロナウイルス感染症の影響に加えて、物価高騰等の影響によって生じる生活困窮者の増加に対応するため、以下の事業に係る経費を補助することにより、官民連携による地域の生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォームを整備し、地域の実情に応じた官民連携によるセーフティネットを構築する。

(ア) 地域の実情に応じた生活困窮者支援の連携体制等を検討するプラットフォームの設置

それぞれの地域で新型コロナや目下の物価高の影響等によって、どのような支援体制を構築する必要があるのか、行政や関係機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、その他 NPO 等の民間団体と連携して生活困窮者支援の実情や課題の整理を行い、その結果を踏まえて地域の生活困窮者支援に関する連携体制や支援の方法、就労先の開拓などを検討するためのプラットフォームを設置する。

(実施上の留意点)

- ・ 本プラットフォームの設置は福祉事務所設置自治体を基本とするが、広域的に実施する観点から都道府県が設置することも差し支えない。
- ・ 都道府県等が適当と認める民間団体に事業の全部又は一部を委託し、又は補助することにより本事業を実施することができることとするが、本事業の趣旨を踏まえ、この場合であっても行政機関が本プラットフォームに参画すること。
- ・ 本プラットフォームの取組は、生活困窮者自立支援法に基づく支援調整会議や支援会議等の既存の会議体等を代替して取組むことも差し支えないが、既存の会議体等の運営に係る経費に他の補助が入っている場合には、本事業の補助対象とはならないことに留意されたい。なお、この場合であっても、本プラットフォームの設置によって新たに発生する経費（新たな委員の任命、地域の生活困窮者支援ニーズの実態調査等）は本事業の補助対象として差し支えない。
- ・ 本プラットフォームには、民間団体が参画することで、社会全体の関心・気運の情勢や地域住民の意識の高まりにつなげ、支援の取組そのものを広がりを持ったものとしていくために、行政機関だけでなく、地域の民間団体の参画が望ましい。ただし、地域の実情によって民間団体の参画が難しい場合には、本プラットフォームにおいて、民間団体との連携による支援ネットワークづくりを検討するなど、民間団体も含めた連携支援の方策を検討すること。
- ・ 本プラットフォームにおいては、地域の生活困窮者における支援ニーズの把握や社会資源の把握等に要する調査の実施ができること。

(対象経費)

- ・ 会議の開催経費（会場借り上げ料（オンライン会議の機材含む）、有識者の旅

費・謝金)、地域の生活困窮者支援の実態把握のための調査に関する経費

(イ) 支援ニーズの増大に対応した地域の NPO 法人等に対する活動支援

地域の生活困窮者支援に取り組む NPO 法人や社会福祉法人等の民間団体について、

(ア) のプラットフォーム (既存の会議体等を活用する場合を含む) において、コロナ禍における物価高騰等の影響を受け、支援ニーズの高まりによる事業量の増加が認められる場合であって、以下の要件を満たす民間団体に対し、1 団体あたり 50 万円の範囲内で活動経費を支援する。

(支援対象となる民間団体の条件)

- ・ 地域の自立相談支援機関と連携が図られていること (今後連携する予定の場合を含む)。
- ・ (ア) のプラットフォームにおいて、地域の生活困窮者を支援する上で、当該民間団体による支援を行うことが必要と認められること。なお、(ア) のプラットフォームの取組について、既存の会議体等で代替して取組む場合には、当該代替する会議体等において必要と認められることで差し支えないが、当該地域における官民連携による困窮者支援の仕組みを検討する場があれば、必ずしも新たな会議体等を設置する必要はない。

(実施上の留意点)

- ・ 支援対象となる民間団体は、食料や日常生活用品等の物資支援を行う団体だけでなく、団体独自に取り組む相談支援をはじめ、就労、住まい、居場所づくりなどの支援を独自に取り組む民間団体も対象となること。

例) 就職活動を行う者への携帯電話の貸出し支援、Wi-Fi 環境を整備した居場所づくり等

- ・ 自立相談支援機関の委託を受けている民間団体についても支援対象となるが、委託を受けている事業に関わる経費 (相談員の加配など) は助成対象とならず、委託を受けている事業とは別に、民間団体独自の取組に関わる経費が助成対象となることに留意されたい。
- ・ コロナ禍における物価高騰等の影響によって生じる、地域の生活困窮者支援の課題への対応として、本プラットフォームにおいて新たな支援を行う必要が

あると認められる場合において、当該支援に係る活動を新たに行う民間団体も対象となること。

(対象経費)

- ・ 本プラットフォームにおいて必要と認められる支援を実施するために必要な経費（食料や日常生活用品等の物資支援に必要な物品購入費、相談者に物品を届ける送料・運搬経費、居場所づくりに必要な借り上げ料、Wi-Fi等の通信環境整備に係る経費、その他人件費、印刷製本費、燃料費、光熱水費、雑役務費等）

【協議の上限額】

都道府県等1箇所あたり、5,000千円とし、5,000千円を超える所要額がある都道府県については、個別協議に応ずるものとする。

【補助率】

本メニューにかかる経費のうち、適用基準額を超えない対象経費について、10/10を補助する。

※ 本メニュー以外の既存のメニューにかかる経費については、補助率は3/4である。

4 「すまい・生活・しごと総合サポート（ハローワーク・ワンストップ窓口）」の設置

- 物価高騰等で生活に困窮し住居を失うおそれのある者や日常生活の維持が困難になっている者等であって、就労支援を必要としている者に対して、職業訓練も活用した就労支援や、住居・生活等に関する相談支援を行う「すまい・生活・しごと総合サポート（ハローワーク・ワンストップ窓口）」が全てのハローワークに新たに設置されることとなった。
- 当該事業についての詳細は、令和4年4月26日付け職発0426第3号厚生労働省職業安定局長通達「「すまい・生活・しごと総合サポート（ハローワーク・ワンストップ窓口）」の設置等について」を参照されたいが、上記3の事業におけるハローワークとの連携等についても積極的に検討いただきたい。

5 長期間にわたって生活にお困りの方へ丁寧なアセスメントについて

- また、自立支援金の受給終了後、なお就職等に結びつかなかった方に対しては、特例貸付の利用時から長期間、生活に困窮している状態が継続していることから、自立相談支援機関等において、他施策の活用を含めて改めて支援を実施いただくとともに、生活保護が必要な方については、福祉事務所とも連携し、適切に生活保護の受給につなぐ等の対応をお願いする。なお、こう

した自立支援金の受給者への重点的な支援や、その他のよりきめ細かい伴走型の支援等に伴って、自立相談支援機関の体制を強化する必要がある場合は、セーフティネット強化交付金を活用いただきたい。

- 特に、今後新たに創設する「官民連携による地域の生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備」については、緊急的に支援を行う観点から、国 10/10 負担の措置を講じている。本プラットフォーム整備の事業は、NPO 等の民間団体との連携体制を構築する好機と捉え、地域の活動支援を行う NPO 等の民間団体への支援を通じて、地域の社会資源を創出・充実することにもつながることから、積極的な実施をお願いしたい。

(参考)「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」(関係部分抜粋)

IV. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援

1. 生活困窮者等支援

- 生活困窮者支援策の申請期限の延長(厚生労働省)
 - ・ 緊急小口資金等の特例貸付、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金及び住居確保給付金の特例措置(職業訓練受講給付金との併給を含む)の申請期限を8月末まで延長する。
- 緊急小口資金等の特例貸付の償還免除要件の周知徹底・相談支援につなげるための体制整備等(厚生労働省)
 - ・ 住民税非課税世帯が償還免除となっている緊急小口資金等の特例貸付について、償還免除要件の周知徹底を行うとともに、償還を含む生活再建の相談に当たっては、困窮されている方々に寄り添った柔軟な対応を現場に徹底する。
 - ・ また、自治体や社会福祉協議会等における上記の相談支援に丁寧につなげるため、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を積み増し、自治体における困窮者支援の連携体制を整備するとともに、支援ニーズの増大に対応した地域の民間団体を支援する事業を創設する。
- 真に生活に困っている方々への支援措置の強化(厚生労働省)
 - ・ 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の求職活動要件を緩和する。
- 雇用と福祉の連携強化(厚生労働省)
 - ・ 全てのハローワークに、新型コロナウイルス感染症の影響や物価高騰で生活に困窮する方に対する住宅・生活、就労・職業訓練の相談支援をワンストップで行う窓口を設置し、住宅支援や食糧支援等必要な支援につなぐ体制を整える。

2. 孤独・孤立対策

- 孤独・孤立対策や困窮者支援に取り組むNPO等の支援（厚生労働省）
 - 生活困窮者等支援民間団体活動助成事業を拡充し、孤独・孤立に陥る危険性の高い生活困窮者等に対し、食料の提供等の支援活動を行うNPO法人等の取組を支援する。

以上。